地域支援事業

介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、「訪問型サービス」、「通所型サービス」、「介護予防ケアマネジメント」及び「一般介護予防事業」から構成されます。将来的には、要支援者等の様々な生活ニーズに対応するため、住民主体の支援等を含め、多様なサービスを順次展開していく予定です。

●総合事業のサービス構成（網掛け部分は、現時点で十津川村が実施する事業）

介護予防・日常生活支援総合事業	介護予防・生活支援サービス事業	訪問型サービス（第１号訪問事業）	①訪問介護（現行相当）
			②訪問型サービスA（緩和した基準によるサービス）
			③訪問型サービスB（住民主体によるサービス）
			④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）
			⑤訪問型サービスD（移動支援）
		通所型サービス（第１号通所事業）	①通所介護（現行相当）
			②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）
			③通所型サービスB（住民主体によるサービス）
			④通所型サービスC（短期集中予防サービス）
		その他の生活支援サービス（第１号生活支援事業）	①栄養改善を目的とした配食
			②住民ボランティア等が行う見守り
			③訪問型・通所型サービスに準じる自立支援に資する生活支援
		介護予防ケアマネジメント（第１号介護予防支援事業）	
	一般介護予防事業		①介護予防把握事業
			②介護予防普及啓発事業
			③地域介護予防活動支援事業
			④一般介護予防事業評価事業
			⑤地域リハビリテーション活動支援事業

サービスコード

平成２７年４月１日以降に介護予防訪問介護の指定を受けた事業者	A2
平成２７年４月１日以降に介護予防通所介護の指定を受けた事業者	A6
介護予防ケアマネジメント	AF